



協定書に調印し、握手を交わす大平市長(右)とアロンクリーンの大桃社長

し尿および浄化槽汚泥処理を安定的に継続するための「魚沼市合理化事業計画及び事業再編計画に関する協定」が魚沼市と一般廃棄物処理業者・株式会社アロンクリーン(大桃政春代表取締役)とで締結されることになり3月27日、市役所で調印式が行なわれた。

下水道の整備により業務減少などの大きな影響を受け、し尿等の収集運搬が非効率になつてくる処理業者に対し、業務支援を行うことで業務の安定的継続を保持するとともに、事業者にも近代化、合理化を図つてもらう「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」が昭和50年に制定されている。

魚沼市では同法に基づき、最後の1戸が下水道施設に接続するまで、事調印式では大平悦子市長と大桃社長が協定書に調印。大平市長が「し尿収集運搬量が減少している中、安全を守ることを目的として業務の継続を図り、市民生活の更なる向上に努めていきたい」、大桃社長が「市民へのサービスの提供のために業界として5社が一本になつて、今後続く一般廃棄物処理業務を成し遂げていきたい」とあいさつした。

## 計画の目的達成に向け協定

### 魚沼市とアロンクリーンが調印



発行人 松原弘曙

紙代1か月 750円  
郵便振替 00610-7-2071

新潟県魚沼市本町1-1-2(第四銀行前)  
〒946-0041 TEL (025) 792-0101

FAX (025) 792-4860

E-MAIL koidegoshim bun@ poem.ocn.ne.jp

発行 小出郷新聞社

印刷 株アートプリント角越